

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月12日

【四半期会計期間】 第38期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 WDBココ株式会社

【英訳名】 WDB coco CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷口 晴彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海一丁目8番11号 トリトンスクエアY棟27F

【電話番号】 03-5144-2250

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 藤原 素行

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区晴海一丁目8番11号 トリトンスクエアY棟27F

【電話番号】 03-5144-2250

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 藤原 素行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期 累計期間	第37期
会計期間	自 2020年 4月 1日 至 2020年 6月 30日	自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日
売上高 (千円)	557,100	2,285,612
経常利益 (千円)	117,758	460,888
四半期(当期)純利益 (千円)	82,427	306,562
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	250,583	250,583
発行済株式総数 (株)	2,285,000	2,285,000
純資産額 (千円)	1,241,964	1,237,346
総資産額 (千円)	1,620,262	1,774,023
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	36.07	147.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	34.58	140.93
1株当たり配当額 (円)	-	34.0
自己資本比率 (%)	76.7	69.7

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、第37期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 2019年11月3日に普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っており、前事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益、及び1株当たり配当額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、社会活動・経済活動に著しい変化が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 経営成績の状況

当社が顧客とする日本国内の製薬業界においては、人口増加や国民皆保険制度等に支えられ大きく成長してまいりましたが、市場を取り巻く環境は昨今、大きな変化を迎えております。AIやビッグデータといったデジタル化技術や、遺伝子治療や細胞医療などの医療技術の実用化を迎えるとともに、医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインの適用といった法令順守体制の整備・強化が求められるようになり、製薬企業が持続的に成長していくうえで大きな転機を迎えております。また、持続可能性のある社会保障制度の実現に向けて、後発医薬品使用促進のための診療報酬制度の改革や、薬価制度の抜本的な改革により、製薬企業の収益構造が大きく変化をしております。そのため、製薬企業においては創薬業務を含む全てのコストを極力減らし、低コスト体質と革新的な創薬を両立できる企業に向けてドラスティックな体制変革を進めています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は社会生活、世界経済に強く影響を与えており、製薬企業においては、新製品の市場導入と浸透の遅れ、申請・審査対応や臨床試験の遅れなどの影響が生じると共に、製薬企業内における各種業務プロセスの変更や雇用ポートフォリオの再編をしなければならない状況が生まれております。これらの課題解決を目的とした委託ニーズは高まると考えております。

このような状況の中、当社は、「仕事の成果の保証」と「新しい価値の提供」を通じて、お客様の課題を解決し、医療の未来に貢献することを経営理念として掲げ、製薬会社の医薬品開発における受託業務として「安全性情報管理サービス」を主軸に、「ドキュメントサポートサービス」、「開発サポートサービス」、「臨床開発支援サービス」を展開しております。当四半期においては、既存案件の売上は新型コロナウイルス感染症の影響は多少あるものの堅調に推移しておりますが、新規受注した案件の稼働が第2四半期となること、昨年度末及び当四半期に開始した案件が第2四半期に売上計上予定で当四半期は仕掛案件となっていることから、売上高は557百万円、営業利益は117百万円、経常利益は117百万円、四半期純利益は82百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当四半期末における流動資産は1,429百万円と前事業年度末と比べ144百万円(9.2%減)の減少となりました。これは、現金及び預金143百万円の減少、主に営業システムの利用に伴う前払費用8百万円の増加、ならびに主に第2四半期に納品予定の仕掛案件の進捗による仕掛品2百万円の増加によるものです。

(固定資産)

当四半期末における固定資産は190百万円と前事業年度末と比べ9百万円(4.8%減)の減少となりました。これは主に繰延税金資産10百万円の減少によるものです。

(流動負債)

当四半期末における流動負債は306百万円と前事業年度末と比べ162百万円(34.7%減)の減少となりました。これは決算賞与の支払いなどによる未払金80百万円の減少、ならびに未払法人税等89百万円の減少、第2四半期に支給予定の夏季賞与の賞与引当金26百万円の増加によるものです。

(固定負債)

当四半期末における固定負債は71百万円と前事業年度末と比べ4百万円(6.4%増)の増加となりました。これは主に退職給付引当金2百万円の増加によるものです。

(純資産)

当四半期末における純資産は1,241百万円と前事業年度末と比べ4百万円(0.4%増)の増加となりました。これは主に繰越利益剰余金4百万円の増加によるものであります。

(3) 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針、経営戦略及び対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期累計期間に著しい変動があった設備は、ありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,285,000	2,285,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は 100株であります。
計	2,285,000	2,285,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月30日	-	2,285,000	-	250,583	-	250,583

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,284,500	22,845	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	500		
発行済株式総数	2,285,000		
総株主の議決権		22,845	

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 単元未満株式の買取請求に伴い、当第1四半期会計期間末現在の自己株式数は43株となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日以後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,031,131	887,885
売掛金	523,400	511,404
たな卸資産	1 5,926	1 8,216
その他	13,003	21,781
流動資産合計	1,573,462	1,429,287
固定資産		
有形固定資産	56,450	57,104
投資その他の資産	144,110	133,870
固定資産合計	200,561	190,975
資産合計	1,774,023	1,620,262
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,889	43,362
未払法人税等	119,311	30,036
賞与引当金	59,142	85,517
受注損失引当金	1,040	2,022
その他	248,993	145,731
流動負債合計	469,377	306,669
固定負債		
退職給付引当金	46,129	48,725
資産除去債務	15,636	15,636
その他	5,533	7,266
固定負債合計	67,299	71,628
負債合計	536,677	378,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,583	250,583
資本剰余金	250,583	250,583
利益剰余金	736,180	740,918
自己株式	-	119
株主資本合計	1,237,346	1,241,964
純資産合計	1,237,346	1,241,964
負債純資産合計	1,774,023	1,620,262

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	557,100
売上原価	355,995
売上総利益	201,105
販売費及び一般管理費	83,333
営業利益	117,771
営業外費用	
支払利息	13
営業外費用合計	13
経常利益	117,758
税引前四半期純利益	117,758
法人税、住民税及び事業税	25,091
法人税等調整額	10,239
法人税等合計	35,331
四半期純利益	82,427

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
仕掛品	4,638千円	7,122千円
貯蔵品	1,288 "	1,094 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	2,546千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月14日 取締役会決議	普通株式	77,690	34	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、CRO事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	36円07銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	82,427
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	82,427
普通株式の期中平均株式数(株)	2,284,978
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	34円58銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	98,888
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

2 【その他】

2020年5月14日開催の取締役会において、2020年3月31日の株主名簿に記載された株主に対し、次の通り期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	77,690千円
1株あたりの金額	34円00銭
支払い請求権の効力発生日及び支払い開始日	2020年6月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月12日

WDBココ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 育 史

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているWDBココ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第38期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、WDBココ株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。